

議員提出議案第6号

寡婦（寡夫）控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成27年12月18日

芦屋市議会議長 畑中 俊彦 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会  
委員長 帰山 和也

（提出先） 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

## 寡婦（寡夫）控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書

厚生労働省が発表した平成23年度全国母子世帯等調査によると、母子世帯の母親の平均年間就労収入は181万円で、そのうち未婚の母親の収入は160万円と極めて低いものとなっているが、未婚により母子世帯になった世帯の母子世帯全体に対する割合は昭和63年の3.6%から平成23年度の7.8%と25年間で約4%増加している。

ところが、配偶者と死別又は離婚して子どもを養育するひとり親家庭に適用される税法上の寡婦（寡夫）控除は、婚姻歴のないひとり親家庭には適用されないため、算定された課税所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及び賃料、保育料などの算定基準とされる結果、同じひとり親家庭でありながら婚姻歴のない場合は課税所得が高く算定され、大きな負担となっている。

本市では保育料において、すべての子どもの育ちが保障されるよう寡婦（寡夫）控除の「みなし適用」を講ずるところであるが、同じひとり親家庭でありながら、婚姻歴の有無により負担に差異が生ずるべきでなく、子育て環境に影響を及ぼすことのない制度の確立が必要である。

よって、芦屋市議会は、政府に対し、婚姻歴のないひとり親家庭についても、税法の寡婦（寡夫）控除を適用することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦 屋 市 議 会